

警察署協議会議事録

協議会名	令和7年第1回宮城県大和警察署協議会
開催日時	令和7年3月5日（水） 午前11時30分から 午後0時20分まで
開催場所	八幡はなぶさ
出席者等	<p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席委員～ 会長 佐藤 寛和      副会長 板宮 伸平                   委員 後藤 良春      委員 浅野 よし江                   委員 飯塚 久子      委員 森岡 美貴                   委員 菊池 真矢</li> <li>・ 欠席委員～ 委員 西垣 克</li> </ul> <p>2 警察署側      署長 副署長 会計課長 警務課長兼留置管理課長                   生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長                   警備課長</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

## 別 紙

### 1 報告事項

署長から、令和6年中における刑法犯認知件数や交通死亡事故等の管内の治安情勢の概要について説明がなされた。

### 2 協議事項

#### (1) 令和6年中の治安情勢について

刑事課長、生活安全課長から令和6年中の治安情勢の詳細について説明がなされた。

委 員： 重要窃盗について、検挙人員が1名であるのに対して検挙件数が10件というのは、全て余罪ということか。

刑事課長： 件数の計上については、例えば一つの事件を他署と合同で捜査し、被疑者を検挙した場合は、主たる警察署に検挙人員が計上され、その後の捜査で検挙した余罪の件数が、合同で捜査に当たった警察署に分配されて件数のみが計上されることになる。

そのため、必ずしも検挙人員に対する検挙件数が全ての余罪ではないということをご理解いただきたい。

委 員： 子供・女性前兆事案について、行為者が広範囲かつ常習的に不特定多数の対象者へ行為を行っている可能性も考えられるが、どのように対策しているのか。

生活安全課長： 事件として捜査する場合は余罪として捜査を進めている。対象者に警告を実施する場合には、詳細に事情聴取を行いつつ、関係警察署と連携して対応し、事案解決に努めている。

委 員： 闇バイトの募集に警察官が応募して捜査を進めることで、組織壊滅に一定の効果が上がるのではないか。

刑事課長： 報道されている仮装身分捜査については、警察庁など関係各所で検討を重ねている段階である。

#### (2) 令和6年中の交通事故発生状況について

交通課長から、令和6年中の交通事故発生状況、マイナンバーカードと運転免許証の一体化について説明がなされた。

#### (3) 令和6年第3回協議会における意見要望への対応について

地域課長から、駐在所だよりの改善点について説明がなされた。

### 3 事務連絡

警務課長から、次回の警察署協議会は令和7年4月以降に開催日程を調整し、決定する旨説明があった。